

科学技術人材育成費補助金（卓越研究員事業）取扱要領

平成29年3月24日規程第5号

（通則）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付する科学技術人材育成費補助金（卓越研究員事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び科学技術人材育成費補助金（卓越研究員事業）交付要綱（平成29年2月22日文科科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この取扱要領は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第4条の規定に基づき、新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現するとともに、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示するため、振興会から交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（交付の対象等）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、交付要綱第4条第1項第1号に基づいて、振興会の選考を経て文部科学省が決定する卓越研究員（以下「卓越研究員」という。）を配置する研究機関において行われる卓越研究員事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

（研究者の申請）

第4条 卓越研究員として研究を行うことを希望する者は、文部科学省又は振興会が定める方法により申請書を振興会に提出しなければならない。

（委員会の設置）

第5条 卓越研究員となる候補者を選考するため、振興会は卓越研究員候補者選考委員会を置くものとする。

2 振興会は、卓越研究員候補者選考委員会の選考結果を文部科学省に報告するものとする。

3 第1項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付の申請受付の通知）

第6条 振興会は、文部科学省が卓越研究員の決定を行った機関に対し、補助金の交付の申請を行う期間及び様式を定めて通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の通知で示す期日までに、交付申請書を振興会に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付の決定)

第8条 振興会は、前条第1項の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、前項の交付の決定を行うにあたっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

4 振興会は、第2項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

5 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金を交付する機関（以下「補助事業者」という。）に交付決定通知書をもって通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第5項の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに、交付の申請を取下げることができることとする。

2 前項の取下げをしようとするときは、別に定める様式による交付申請取下げ届出書を振興会に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(経費の効率的使用等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また、支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容及び補助対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ別に定める様式による事業内容変更承認申請書を振興会に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りではない。

- 一 補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするため、補助事業の内容を変更する場合
- 二 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の配分を、補助対象経費の総額の30%または300万円のいずれか高い額以内で増減する場合

2 振興会は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別に定める様式による中止(廃止)承認申請書を振興会に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別に定める様式による事業遅延届を振興会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第14条 補助事業者は、補助事業の進行状況及び経費の支出状況について振興会の要求があったときは、速やかに別に定める様式による実施状況報告書を提出することとし、また、振興会は、必要があると認めるときには、その状況を調査することができる。

(実績報告書)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は廃止の承認があった場合には、その日から30日を経過した日までに、あるいは、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合には、補助金の交付を決定した会計年度の翌会計年度の4月30日までに、別に定める様式により実績報告書を振興会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について振興会の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 振興会は、前条第1項の規定による補助事業の完了又は廃止の承認に基づく実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額(変更されたときは、

変更後の額とする。)のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 振興会は、補助金の交付の申請時において補助金に係る当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らか場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 振興会は、第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別に定める様式による消費税等仕入控除税額確定報告書を振興会に提出しなければならない。

- 2 振興会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 振興会は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本取扱要領、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本取扱要領に基づく振興会の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 前項第1号から第3号の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 振興会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 振興会は、前項の規定により返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。ただし、第1項第4号に掲げる場合は除くものとする。
- 5 第16条第4項の規定は、第3項の規定に基づき補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 振興会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する額を振興会に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号に規定する財産は、1個又は1組の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、「補助事業者等が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める件（平成14年文部科学省告示第53号）」の規定を準用する。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取り壊し、廃棄し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別に定める様式による財産処分承認申請書を振興会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項における取得財産等処分の承認の基準は、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」の規定を準用する。

5 前条第2項の規定は、第3項の承認をする場合について準用する。

(補助金の経理)

第21条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

2 振興会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(報告の公表)

第22条 振興会は、第14条、第15条第1項及び前条第2項の規定による報告について、その全部又は一部を公表することができる。

(研究活動の不正行為等に係る措置)

第23条 補助事業者において、研究活動の不正行為又は研究資金等の不正使用等があった場合は、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年規程第19号）及び「競争的資金等の適正な管理・運営及び不正使用の防止に関する規程」（平成20年規程第4号）により必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第24条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、振興会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条、第7条、第8条に関して必要な手続きその他の行為は、この規程の施行前においても行うことができる。